

●香川県監査委員告示第2号

包括外部監査人大西均が実施する監査の事務を地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の32第1項の規定により次の者に補助させることについて、監査委員と包括外部監査人大西均との間で協議が調ったので、同条第2項の規定により、告示する。

平成22年9月1日

香川県監査委員 宮本欣貞
同 都村尚志
同 鍋嶋明人
同 仲山省三

補助者の氏名	住 所	補助できる期間
折原麻衣子	高松市浜ノ町7番25-806号	平成22年9月1日から 平成23年3月31日まで